

議提第8号

建築物石綿含有建材の事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書

会議規則第14条の規定により、建築物石綿含有建材の事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月26日 提出

提出者	北本市議会議員	村田裕子
賛成者	北本市議会議員	金森すみ子
賛成者	北本市議会議員	毛呂一夫
賛成者	北本市議会議員	小久保博雅
賛成者	北本市議会議員	工藤日出夫
賛成者	北本市議会議員	岡村有正
賛成者	北本市議会議員	湯沢美恵
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	今関公美

北本市議会議長 滝瀬光一様

## 建築物石綿含有建材の事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書

2021年のアスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）改正により、解体・改修時にアスベスト含有建材の事前調査が義務化され、一定規模以上の工事では事前調査結果の報告も義務化されました。国は規制の強化を打ち出していますが、調査・除去費用は建築物所有者が負担することになります。アスベストの健康被害、アスベスト関連法改正、そして調査・除去費用の施主負担については、多くの国民に認識されているとは言い難い状況にあるため、国全体の課題と捉え、国民への周知を行うべきです。

また負担額から逃れるため、無届けや違法工事が横行してしまえば、周辺住民や建設工事従事者の健康被害は計り知れません。国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」がありますが、対象建材が吹付け材（レベル1）などに限定され極めて不十分です。石綿建材の多くが成形板（レベル3）であり、戸建てや小規模ビル等では使えない制度となっています。

よって、国においては、次のとおり早急に対策するよう強く求めます。

### 記

- 1 国は、国民に対し、アスベストの健康被害、アスベスト関連法改正内容等の周知を徹底すること。
- 2 国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、レベル1建材のみならず、一般住宅で使用されているレベル3建材まで調査・除去費用の補助制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣